

豊情個審答申第69号
令和6年(2024年)1月22日

豊中市教育長 岩元 義継 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩野 隆史

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不開示決定及び行政文書の部分開示決定の取消請求に係る取扱いについて（答申）

令和5年(2023年)1月27日付け豊教総第1497号により諮問を受けた
豊中市情報公開条例に基づく行政文書不開示決定及び行政文書部分開示決定の
取消請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育長が行った、「採用通知書」、「採用内申」及び「任用報告」並びに「出勤簿」に関する行政文書の不開示決定、「出勤簿」に関する行政文書の部分開示決定は妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和4年7月1日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「〇〇小学校勤務の〇〇氏、〇〇小学校勤務の〇〇氏の2021年度、2022年度の本人に関わる就業規則など（本人に渡す物も含む）職名、勤務時間、勤務日、休憩時間等が書かれているもの一式」（以下「開示請求文書①」という。）、「〇〇小学校勤務の〇〇氏の2021年度、2022年度の雇用手続き（再雇用も含む）に関する書類一式」（以下「開示請求文書②」という。）及び「豊中市立〇〇小学校の〇〇氏と〇〇氏の2022年3月4月5月の出勤簿 豊中市立〇〇小学校の〇〇氏と〇〇氏の2022年3月4月5月の出勤簿（※〇〇氏は3月4月は市の分、5月から（途中かも）は府の分となる。）」（以下「開示請求文書③」という。）とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、令和4年7月15日、本件開示請求に係る行政文書を以下のとおり特定し、処分を行った。

開示請求文書①に該当する行政文書としては、「採用通知書（豊中市立〇〇小学校〇〇〇〇の令和3年度分及び令和4年度分）（豊中市立〇〇小学校〇〇〇〇の令和3年度分及び令和4年度分）」（以下「本件行政文書①」という。）と特定し、「採用通知書に記載された情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため開示できません。」との理由を付して、行政文書不開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、審査請求人に通知した。

開示請求文書②に該当する行政文書としては、「採用内申（豊中市立〇〇小学校〇〇〇〇の令和3年度分及び令和4年度分）及び任用報告（豊中市立〇〇小学校〇〇〇〇の令和4年度分）」（以下「本件行政文書②」という。）と特定し、「採用内申及び任用報告に記載された情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため開示できません。」との理由を付して、行政文書不開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、審査請求人に通知した。

開示請求文書③に該当する行政文書としては、「出勤簿（令和3年度（2021年度）3月分、令和4年度（2022年度）4月分及び5月分）（豊中市立〇〇小学校分のうち、〇〇〇〇及び〇〇〇〇）（豊中市立〇〇小学校分のうち、〇〇〇〇及び、〇〇〇〇）」（以下「本件行政文書③」という。）と特定し、「職員番号、職名、休暇の種類、取得日数、取得

時間、休暇の残日数、遅刻・早退、入校時刻・退校時刻、任用期間については個人に関する情報であって、職務遂行情報ではないため、開示できません。」との理由を付して、行政文書部分開示決定（以下「本件処分③」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年10月11日、本件処分①②③を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市教育長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、令和5年1月27日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分①②③を取り消し、不開示とした部分の開示を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書及び反論書並びに再反論書の内容をまとめると次のとおりである。

- 1 本件処分①に関して、処分庁は、職員が特定・識別されている以上、その職員に関連するすべての情報が個人に関する情報となり、開示の対象とならないとしている。

しかし、条例第7条第1号ただし書ウによれば、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報から除かれることになる。請求人が開示請求している情報の当該職員は公務員であり、本件文書による情報は、採用された根拠がなければ職務を遂行できないため、職務遂行情報に該当すると考える。人事院HPでも「職務の遂行に係る情報」というのは、その職務を遂行した後の情報に限定されるわけではなく、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人又は地方公共団体等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するとある。

また、当該職員は、開示請求した当時と現在も豊中市立の小学校に勤務していて、その氏名や職名は一般に公開されており、小学校の職員はもちろん、児童やその保護者及び地域の人にも知られている。そのことで、個人の権利や利益を損ねるものとは考えられないため、個人情報であるからといってその職名や氏名を隠すこともなければ、管理職等によって、それを知らせることをとめることもない。よって、条例第7条第1号ただし書アに規定する「公にすることが予定されている情報」にも該当する。

さらに、人員の採用や任用に当たって疑義がある場合、その適正・公平性を証明するた

めにも情報開示は必要であり、公にしないとする合理的な理由はないため、条例第7条第1号ただし書アに規定する「公にすることが予定されている情報」、条例第7条第1号ただし書イに規定する「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。氏名等を隠すといった部分開示等、求められている情報に対応する手段がある以上、求められている情報に対して対応しなければならない。

- 2 本件処分②に関しては、前述第四 1と同様の理由により開示を求めるものである。
- 3 本件処分③に関しては、処分庁は出勤簿の職員番号、職名、休暇の種類、取得日数、取得時間、休暇の残日数、遅刻・早退、入校時刻・退校時刻、任用期間を不開示とする理由について、「個人に関する情報であって、職務遂行情報ではない」からとしている。しかし、「個人に関する情報であるから」不開示なのか、「職務遂行情報ではないから」不開示としたのか判断の基準が不明である。「個人に関する情報であるから」とするならば、条例第7条第1号ただし書ウに抵触し、「職務遂行情報ではないから」とするならば、不開示部分の各項目が職務遂行情報に該当しないと判断する根拠や基準の説明が必要である。

不開示部分のうち、処分庁は「入校時刻・退校時刻は、必ずしも職務遂行と直結する情報ではなく、職務を遂行したことにより記録された情報であるとはいえない」としている。しかし、職員には勤務時間が定められており、始業時刻から終業時刻を過ぎるまで勤務することは当然である。処分庁は「入校時刻と退校時刻の間の時間は、職員の休憩時間も含む時間である」ということを職務遂行と直結する情報でない理由として挙げているが、休憩時間を含む時間であるからといってなぜ直結しないのか全く不明である。処分庁は定められた勤務時間に勤務していたとする情報が、なぜ職務遂行と直結しないのかという説明を、根拠を持って示さなければならない。

処分庁の「職務遂行情報に該当する、しない」の判断基準が不明瞭なため、極めて恣意的な判断に見える。入校時刻・退校時刻が開示されないため、当該職員が勤務時間とされる時間に、正しく職務にあたったのか、適切に職務遂行したのかが解明できない。審査請求人は、当該職員が処分庁によって条例や規則等に則り、適切かつ適正に採用・任用されていることを知るために当該開示請求を求めているのであり、不開示部分を公にしないとする合理的な理由は認められないため、条例第7条第1号ただし書アに規定する「公にすることが予定されている情報」、条例第7条第1号ただし書イに該当する「公にすることが必要であると認められる情報」にも該当する。また、当該開示請求への対応は、処分庁の「職務遂行情報」にもあたる。処分庁が、本件請求を不開示としたことは、処分庁が恣意的に判断していると考ええる。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件処分①に関しては、職員の氏名、職名、勤務先、雇用期間、業務内容、勤務時間、休暇付与日数、報酬額等の「特定の個人を識別することができる」情報が含まれており、

条例第7条第1号に該当するため、原則として本件行政文書①は開示の対象とならない。

開示請求文書①の内容は職員の氏を特定して、当該職員に係る行政文書の開示を求めている。個人に関する情報とは、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人活動に関する情報、その他個人との関連性を有する全ての情報をいうとされており、開示請求において、職員が特定・識別されている以上、その職員に関連する全ての情報が、「個人に関する情報」となる。

本件行政文書①は、職名、勤務時間、勤務日、休憩時間等の個人に関する情報が書かれた文書であり、条例第7条第1号ただし書アに該当する「公にすることが予定されている情報」には該当せず、条例第7条第1号ただし書イに該当する「公にすることが必要であると認められる情報」にも該当しない。

条例第7条第1号ただし書ウに該当する「その職務の遂行に係る情報」に該当するかに関しては、職務の遂行に係る情報とは、公務員等が分掌する職務を遂行したことにより記録された情報をいうとされている。また、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるため、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する勤務成績・健康・休暇等の情報は、職員の個人情報として保護される必要があり、本規定は適用されない。

職務遂行情報とは、公務員等がその分掌する職務を遂行したことにより記録された情報を指すため、本件行政文書①は、採用業務を行っている公務員等にとっては職務遂行情報に該当するものの、採用通知書の交付を受ける職員にとっては職務遂行情報にはあたらない。よって、本件行政文書①における職員の職務を遂行したことにより記録された情報ではないため、条例第7条第1号ただし書ウにも該当しない。

2 本件処分②に関しては、職員の氏名、職名、所属、雇用期間、業務内容、勤務時間、報酬額等の「特定の個人を識別することができる」情報が含まれ、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。前述第五 1と同様の理由により、本件行政文書②は開示情報にはあたらない。

3 本件処分③に関しては、個人に関する情報とは、前述第五 1のとおりであり、本件行政文書③には職員番号、職名、休暇の種類、取得日数、取得時間、休暇の残日数、遅刻・早退、入校時刻・退校時刻、任用期間という「特定の個人を識別することができる情報」が含まれている。そのため、これらの情報については条例第7条第1号に該当するため不開示とし、これらを除く部分である出勤時に押印した印影及び勤務を要する時限の部分については、公務員たる教職員の勤務状況を記録したものであり、条例第8条第1項に基づき開示している。

審査請求人は、入校時刻・退校時刻の情報について、職務遂行情報に該当する旨主張しているが、入校時刻と退校時刻の間の時間は、職員の休憩時間も含む時間であり、特定の職員が職務を遂行していた時間と直接関係する時間ではない。そのため、入校時刻及び退校時刻は必ずしも職務遂行と直結する情報でなく、本件行政文書③における教職員が、教

職員として職務を遂行したことにより記録された情報とはいえない。

第六 審査会の判断

1 本件行政文書について

本件行政文書①は、豊中市教育委員会事務局が作成し、特定の職員に職務内容等の労働条件を明示するために交付した、職員の氏名、職名、勤務先、雇用期間、業務内容、勤務時間、休暇付与日数、報酬額等の特定の個人を識別することができる情報を記載した行政文書である。

本件行政文書②に関しては、採用内申とは、豊中市教育委員会教育監が同事務局長に特定の職員の採用について情報提供し、内申を行う書面であり、任用報告とは、豊中市教育委員会が特定の職員の採用を発令し、また、大阪府教育委員会に当該職員の任用を報告するための書面である。これらの書面は豊中市教育委員会事務局が作成し、職員の氏名、職名、所属、雇用期間、業務内容、勤務時間、報酬額等の特定の個人を識別することができる情報を記載した行政文書である。

本件行政文書③は、職員の人事・労務管理を行うために、職員番号、職名、休暇の種類、取得日数、取得時間、休暇の残日数、遅刻・早退、入校時刻・退校時刻、任用期間等の特定の個人を識別することができる情報が記載された行政文書である。

2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号本文では、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。ただし、同号では例外規定として「ただし、次に掲げる情報を除く。」とただし書ア、イ及びウを置き、不開示情報に該当する個人情報であっても例外的に開示される場合を規定している。

条例第7条第1号ただし書アでは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが必要であると認められる情報」を、条例第7条第1号ただし書イでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を、条例第7条第1号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等である場合

において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を、それぞれ例外的に開示対象となることを規定している。

3 本件審査請求に係る条例第7条第1号該当性の判断

審査請求人は、処分庁による本件処分①②③に関して、本件行政文書①②③の不開示部分は、いずれも条例第7条第1号に該当するため、開示されるべきであると主張している。

(1) 条例第7条第1号本文の該当性

本件開示請求①②③は、いずれも特定の職員を指定して、当該職員に係る行政文書の開示を求めている。これら請求にかかる本件行政文書①②③には特定の個人が識別できる情報が記載されているのであり、当該職員に関連するすべての情報が「個人に関する情報」となるから、いずれも条例第7条第1号本文に該当することになる。そのため、原則として不開示情報となる個人情報に該当するが、条例第7条第1号に規定する各ただし書に該当する場合は、不開示情報であっても例外的に開示対象となるため、以下に検討する。

(2) 条例第7条第1号ただし書各号該当性について

(ア) 条例第7条第1号ただし書アの該当性

本件行政文書①及び本件行政文書②は、職員の採用に関して必要となる個人情報に記載された文書であり、本件行政文書③のうち不開示としている情報は、職員の人事・労務管理に関する休暇の種類や取得日数、遅刻・早退、入校時刻・退校時刻等であり、本件行政文書①②③のいずれも、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認めることはできず、同号ただし書アには該当しない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イの該当性

本件行政文書①②③の内容は前述第六 1のとおりであるから、いずれも、同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウの該当性

条例第7条第1号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報の例外として規定している。

「当該情報がその職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行したことにより記録された情報であり、市の諸活動を説明する責務を全うするために、不開示情報から除かれたものである。ゆえに、それ以外の職員の人事・労務管理上保有する勤務成績・健康・休暇等の情報は、職員の個人情報として保護される必要があり、原則として本規定は適用されない。

本件行政文書①及び本件行政文書②は、いずれも特定の職員に関する採用手続に関する文書であり、これらの文書は、採用業務を行っている職員等の職務に関する情報とはなり

えても、当該職員が採用された行為自体は、採用通知書の交付を受ける職員にとっては分掌する職務遂行に係るものではない。

次に、本件行政文書③に関しては、出勤時に押印した印影及び勤務を要する時限の部分は、当該職員が分掌する職務を遂行したことにより記録された情報であるとして開示している。不開示とされた職員番号、職名、休暇の種類、取得日数、取得時間、休暇の残日数、遅刻・早退、入校時刻・退校時刻、任用期間については、職員の人事・労務管理上保有の必要性から職員個人の私事に関する情報として保有されているものであり、これらの情報は当該職員の職務に関する情報であっても当該職員の職務遂行に係るものではない。

以上より、本件行政文書①②③の不開示部分は、条例第7条第1号ただし書ウには該当しない。

4 結論

よって、審査会は「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和6年（2024年）1月19日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 野 田 邦 子

委 員 中 園 江里人